

## 藤枝市中小企業等省エネ診断サポート事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業等が自社の事業活動におけるエネルギー使用状況を的確に把握し、温室効果ガスの主な排出源を特定することで、より実効性の高い省エネルギー施策を推進できるよう、省エネルギー診断を行う中小企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者及び会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項の会社に該当しない法人及び個人事業主をいう。

2 この要綱において、「事業所」とは、市内に住所を有し、事業の用に供する工場、事務所その他事業場をいう。

3 この要綱において、「省エネルギー診断」とは、次に掲げる診断をいう。

- (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するウォークスルー診断及びIT診断
- (2) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業等のうち、所有又は利用する事業所において省エネルギー診断を実施した者。ただし、直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL以上の事業所において省エネルギー診断を実施した場合は、次に掲げる中小企業等を除く。

ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業等。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業等に該当する場合は除く。

イ 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均が15億円を超える中小企業等。

- (2) 納付すべき市税を滞納していない者

### (補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象は、省エネルギー診断に要した経費のうち、診断料金に相当

する経費とする。

- 2 補助額は、補助の対象経費の10分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて省エネルギー診断が完了した日から起算して30日を経過する日又は省エネルギー診断が完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断に係る領収書の写し
- (2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
- (3) 市税に滞納がないことの証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び確定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定及び確定したときは、補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により通知する。

（請求）

第7条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月8日から施行する。